

臨時代理議決
令和7年3月19日

第21号議案

京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年4月15日

教育長 前川 明範

改正の理由

給与制度のアップデートによる京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例の改正
等に伴う規定整備を行うものである。

京	都	府	教	育	委	員	会	の	事	務	処	理	の	特	例	に	関	す	
る	条	例	施	行	規	則	の	一	部	を	改	正	す	る	規	則	を	こ	
こ	に	公	布	す	る	。													
令	和	7	年	3	月	31	日												
京	都	府	教	育	委	員	会												
教	育	長	前	川	明	範													
京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	4	号							
京	都	府	教	育	委	員	会	の	事	務	処	理	の	特	例	に			
関	す	る	条	例	施	行	規	則	の	一	部	を	改	正	す	る			
規	則																		
京	都	府	教	育	委	員	会	の	事	務	処	理	の	特	例	に	関	す	
る	条	例	施	行	規	則	（	平	成	12	年	京	都	府	教	育	委	員	会
規	則	第	2	号	）	の	一	部	を	次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。
第	2	条	第	2	項	中	「	別	表	の	2	の	項	の	(3)	」	を	「	
別	表	の	2	の	項	の	(2)	」	に	改	め	る	。						
別	表	第	2	の	左	欄	中	「	別	表	の	2	の	項	の	(3)	」	を	
「	別	表	の	2	の	項	の	(2)	」	に	改	め	、	同	表	右	欄	を	次
の	よ	う	に	改	め	る	。												

- | | |
|---|---|
| 1 | 職員の給与、勤務時間等に関する規則（昭和31年京都府人事委員会規則5-2）第50条の3の規定による扶養親族届に係る事実の確認 |
| 2 | 職員の通勤手当に関する規則（昭和33年京都府人事委員会規則5-11）第4条第1項の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定 |
| 3 | 職員の住居手当に関する規則（昭和45年京都府人事委員会規則5-33）第7条第1項の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定 |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年京都府教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
(事務処理の特例に係る事務の範囲) 第2条 条例別表の1の(1)に規定する教育委員会規則で定める行為は、別表第1のとおりとする。 2 条例別表の2の項の(3)に規定する教育委員会規則で定める事務は、別表第2のとおりとする。 3 条例別表の3の項の(1)に規定する教育委員会規則で定める事務は、別表第3のとおりとする。 別表第2 (第2条関係) 条例別表の2の項の(3)に規定する教育委員会規則で定める事務	(事務処理の特例に係る事務の範囲) 第2条 条例別表の1の(1)に規定する教育委員会規則で定める行為は、別表第1のとおりとする。 2 条例別表の2の項の(2)に規定する教育委員会規則で定める事務は、別表第2のとおりとする。 3 条例別表の3の項の(1)に規定する教育委員会規則で定める事務は、別表第3のとおりとする。 別表第2 (第2条関係) 条例別表の2の項の(2)に規定する教育委員会規則で定める事務	給与制度のアップデートに伴う京都府教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う規定整備
(新設) 1 職員の通勤手当に関する規則 (昭和33年京都府人事委員会規則6—11) 第4条第1項の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定 2 職員の住居手当に関する規則 (昭和45年京都府人事委員会規則6—33) 第7条第1項の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額の決定	1 職員の給与、勤務時間等に関する規則 (昭和31年京都府人事委員会規則6—2) 第50条の3の規定による扶養親族届に係る事実の確認 2 職員の通勤手当に関する規則 (昭和33年京都府人事委員会規則6—11) 第4条第1項の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定 3 職員の住居手当に関する規則 (昭和45年京都府人事委員会規則6—33) 第7条第1項の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額の決定	扶養親族に係る届出の規定が給与条令第12条から職員の給与、勤務時間等に関する規則 (昭和31年京都府人事委員会規則6—2) 第50条の3に規定されることに伴い規定 (規定順は給与条令第12条の規定順と同じ。)

